

第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会（第2回）会議録

日時：平成30年8月24日（金）

午後7時00分～

会場：羽村市福祉センター中会議室

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 議 事
 - (1) 東京都社会福祉協議会からの情報提供について(資料1)
 - (2) 市民ニーズ調査の結果について(資料2)
 - (3) 第四次地域福祉活動計画の総括について(資料3)
 - (4) 次回委員会の日程について(資料4)
4. その他

配付資料

- ・ 第2回羽村市地域福祉活動計画策定委員会 次第
 - ・ 東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について（中間まとめ）（資料1）
 - ・ 羽村市地域活動計画アンケート結果（資料2）
 - ・ 第四次地域福祉活動計画の総括資料（資料3）
 - ・ 次回委員会の日程について（資料4）
（別冊）
- 東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について 中間まとめ

出席者（敬称略）

○委員

川村孝俊、多田尚子、川津紘順、小林あや子、和田豊、武藤清美、根岸徹、伊藤保久、阿部知宏、栗原悦男、愛甲慎二、塩田篤、田口尚子、足立正治

欠席：小林啓子

○事務局

雨倉事務局長、小山総務課長、中野障害者支援課長、青木相談支援係長、中根総務係長

○コンサル

(株)サーベイリサーチセンター

1. 開 会

事務局・・・皆さん、こんばんは。定刻の前ですが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきたいと思います。本日は大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。最初に、本日の会議資料の確認をさせていただきたいと思います。あらかじめ

お送りしております資料は、資料1から資料3、及び別冊として「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について」の4点です。それと本日机上配付ということで、次第と資料4もお配りしています。配付資料はよろしいですか。それでは、ただ今から第2回羽村市地域福祉活動計画策定委員会を開会いたします。

2. 委員長挨拶

事務局・・・それでは早速ですが、川村委員長からご挨拶をいただきたいと思います。

委員長・・・皆さん、こんばんは。今年は本当に暑い暑いですずっと過ごしてきた夏だったような気がします。まだまだ暑いのは続いているのですけれど、皆様、職場や地域で熱中症対策というのは本当に日常的に考えさせられる夏だったのではないかと思います。地域福祉活動計画の審議をする上でも、地域でのそのような見守り、助け合いというところもまた出てきますし、地域を地域でみていくというところの話し合い、また、今年の夏の経験を少しでも生かしていただくことが必要になってくるのではないかと思います。また、実際は今日から実質的な議論というかたちになると思いますが、皆さんにいろいろなご意見を出していただきながら進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局・・・ありがとうございます。それでは、3の議事以降の進行につきましては、川村委員長に議長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

3. 議 事

(1) 東京都社会福祉協議会からの情報提供について

委員長・・・それでは進めて行きたいと思います。まず「(1) 東京都社会福祉協議会からの情報提供について」ですが、資料1をご覧くださいながら事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局・・・それでは議題(1)の「東京都社会福祉協議会からの情報提供について」の説明をいたします。先ほどの資料1と、水色の別冊の「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について」という資料になります。本件は羽村市地域福祉活動計画策定にあたり、国や東京都の動きも考慮する必要があることから、計画策定の参考として、地域福祉に関する国や東京都の動向を含めて、東京都社会福祉協議会地域福祉推進委員会で検討しています東京らしい地域共生社会づくりのあり方について、東京都社会福祉協議会から情報を提供していただくものであります。説明を本委員会の副委員長であります、東京都社会福祉協議会の多田副委員長に行ってくださいと思います。それでは多田副委員長、よろしく願いいたします。

副委員長・・・よろしく願いします。資料ですけれども、水色の中間まとめの方は、今見るには中身が長いので、パワーポイントのカラー刷りにしていただいています資料を見ながら

説明をしていきたいと思います。水色の冊子の方は後でお時間のあるときに目を通していただければと思います。

東社協の地域福祉推進委員会では、昨年7月に地域福祉推進検討ワーキングというワーキングチームを設置いたしまして、この東京らしい地域共生社会づくりのあり方について検討を進めてまいりました。平成30年3月にこの中間まとめが完成いたしましたので、今日は貴重なお時間をいただきまして、その報告をさせていただきたいと思っております。

それでは表紙を1枚めくっていただきまして、「はじめに」というページがありますけれども、簡単にここまでの背景について触れておきたいと思っております。国の動きはご存知の方もたくさんいらっしゃるかと思いますが、国の動き、東京都の動きの辺りにも触れておきたいと思っております。まず、少子高齢化に伴う将来への不安や人と人との絆やコミュニティのあり方が変わってきたことから、既存の制度、システムだけでは対応困難な課題というものが多く出てきております。そのため、あらゆる社会の構成員が主体的に参加する社会づくり、地域づくりのあり方が問われるようになってきたということがあります。このような背景がありまして、国では平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」にて、地域共生社会の実現を提起し、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生実現本部を設置して、平成29年9月に地域力強化検討会の最終とりまとめを公表しました。また、平成29年5月には、社会福祉法の改正も行われまして、福祉に限定しない様々な地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくりについて明記されました。東京都では、平成29年6月に地域福祉支援計画策定委員会が設置されまして、地域福祉支援計画の検討が始まりました。このような動きを受けまして、東社協では地域福祉検討ワーキングで、東京らしい地域共生社会とは何かということを検討するとともに、この東京都の地域福祉支援計画策定委員会へ意見を反映させてきたというところでもあります。3ページは、ワーキングの委員名簿になりますけれども、学識経験者の方に加えまして、高齢、障害、児童障害の各施設の分野の方、それから社協の関係者、NPO関係者、民生委員といったメンバーで検討を進めてまいりました。

それでは1枚めくっていただきまして、早速平成29年度に検討してきた論点についてご説明したいと思います。まず1つ目の論点が、「『我が事・丸ごと』地域共生社会の提起をどう受け止めるか」ということですが、国が提起する「我が事・丸ごと」地域共生社会の構築は、行政施策や公的サービスを中心とした社会福祉のあり方について、住民や関係者が主体的に取り組むべきものであるということを確認いたしました。ただ、これに対して国や行政のできないことを住民に押し付けるのはおかしいという意見もありますが、公的サービスにはやはり量的・質的な限界があり、今日のように課題が複合化・複雑化してくると行政施策や公的サービスだけでは解決できない隙間、狭間の課題があるということも明らかになっています。住民と関係者はそれらを自分たちの課題として、主体性を持って前向きに捉え、行動することが必要となってきています。

続いてページをめくっていただきまして、2つ目の論点「地域共生社会づくりを進める地域基盤（しくみ）のあり方」ということで、ここから具体的なあり方の話になってきます。国の地域力強化検討会の方でも、今後、左上にありますように、市町村におけ

る包括的支援体制のあり方ということで、3つの機能、領域が示されています。東社協のワーキングでは、東京で地域共生社会づくりを進めるため、下にあるように小地域圏域、中圏域、区市町村圏域という3つの圏域の機能と関係について整理してきました。まず、小地域圏域ですが、次の7ページ、これは住民が我がまちと感じるエリアで、地域の問題に関心を持ち、行動できるエリアということになります。我がまちと感じるエリアは一様ではないため、行政や専門機関が押し付けるのではなく、住民が実感できる圏域に行政や専門職の視点を合わせるということが大切になってきます。この圏域での基本的な活動としては、1つ目が協議の場づくり、2つ目が居場所づくり、3つ目が見守り活動という3つの活動が挙げられます。また、この圏域では専門職が住民と一緒に考える場の設定が必要になってきます。そして大事なこととして、専門職が専門性を前面に出してお膳立てをするのではなく、住民のよきパートナーとして地域づくりに取り組む必要があります。続いて次のページ、もう少し広い中圏域です。イメージとしては中学校区ぐらいになるかと思いますが、こちらでは、住民や専門機関が協働し小地域圏域では対応が困難な問題を包括的に受け止めて解決を図ることが求められます。ただし、このときワンストップの機関が丸ごと包括的に対応する体制では他の機関が動かないということになりかねません。地方ですごく社会資源が少ないところではこういう体制をとらざるを得ないところもありますが、資源がたくさんある東京では、各機関が連携、協働して取り組むことや、より広域の多機関協働の取り組みにつなげる仕組みが必要になってきます。そのためには地域福祉コーディネーターの役割が重要になってくるかと思えます。地域福祉コーディネーターについてはコミュニティソーシャルワーカーといっている地域もありますが、このワーキングでは地域福祉コーディネーターという名称を使用しています。ワーキングではこの中圏域をベースに複数の資源や機関を効果的につなげ、ネットワークを生かして課題を受け止めるスタイルを「東京スタイル」として提起しております。さらに広い圏域になりますが区市町村圏域では、中圏域でも解決困難な課題を多分野、多機関の協働体制により対応するということになります。小地域圏域や中圏域で住民と専門機関が役割を的確に果たすためには、区市町村圏域からのサポートが重要となります。この圏域では関連する領域の範囲が広いほど制度間や領域間の縦割りの問題が顕著になります。こうした課題の解決には分野を越えて取り組むべきテーマを横串にして進める必要があります。また、多機関協働体制を動かすためには、やはり地域福祉コーディネーターが小地域圏域や中圏域からつないだ課題に伴走するなどの役割を果たすことが重要となるかと思えます。今ご説明してきた3つの圏域における東京らしいスタイルというのはあくまでも1つのモデルですので、実際には各地域の実情に応じた構想にすべきとは考えております。私も他の区市の地域福祉活動計画の委員会にも出席しておりますけれども、ここから自分たちの市らしいスタイル「〇〇市スタイル」というような名前をつけまして、その市独自の包括的な新体制を検討しているという市もございます。

続いて3つ目の論点、10 ページですが、「地域福祉コーディネーターの配置と育成策」ということで、論点2でも地域福祉コーディネーターの重要性を議論してまいりましたが、論点3ではその配置と育成策について議論をしてきました。地域福祉コーディネ

ネーターの役割はここに3つ書いてありますが、地域支援、個別支援、しくみづくりとソーシャルアクション、この3つの機能を通じて地域福祉コーディネーターの機能が発揮されると考えております。地域福祉コーディネーターですが、中圏域ごとに複数体制で配置されることが望ましいかと思われま。なお、この図にはないですが社協によっては地区担当制を取り入れているところも多くあり、こういう取り組みも地域福祉コーディネーターの役割をサポートするものとして有効であると考えております。それから、介護保険制度における生活支援コーディネーターですが、生活支援コーディネーターとの関係をどのように考えるかという課題もあるかと思ひます。生活支援コーディネーターは基本的には高齢分野についてコーディネートする専門職にはなりますが、高齢分野に限定せず、基本的には地域福祉コーディネーターと同様の役割が期待されているのではないかと考えております。

続いて論点4ですが、「社会福祉法人の地域公益活動、民生児童委員活動との連携・協働」と書いてありますが、東社協にあります東京都地域公益活動推進協議会というところで今、推進しております3層の取り組みのうち地域ネットワークによる取り組みは、地域共生社会づくりをめざすものと同じものといえるのではないかと考えております。この、社会福祉法人の地域公益活動には、関係機関や地域福祉コーディネーターと連携して地域をつなぎ、縦割りになりがちな多分野、多機関に横串を通す役割が期待されるかと思ひます。また、地域課題が複雑化、困難化する中で、民生児童委員はこれまで以上に地域の様々な機関や活動と連携することが必要となっています。民生児童委員個人の資質向上に加えて、民生児童委員同士がチームで動くことにより、つなぐ役割だけではなくて持続した寄り添う支援が可能になると思われま。これまでも個々の社会福祉法人事業所と民生児童委員個人がそれぞれの強みを生かして協力することはしてきているかと思ひますが、これからは社会福祉法人の地域ネットワークと民生児童委員協議会が組織的に連携することも必要ではないかと考えております。東京では、この民生児童委員協議会、それから社会福祉法人のネットワーク、そして地域福祉コーディネーターの3者連携によるチーム方式の地域福祉推進体制を機能させ、さらに住民組織、ボランティア、NPO、企業などと連携して多様性ある共創社会をめざすことを東京モデルと考えております。次のページは、これまでご説明してきたことの全体のイメージ図になりますが、地域福祉コーディネーターが3つの圏域を縦横無尽に動いて、圏域ごとの問題をつないだりして、そこに民生委員児童委員の活動や社会福祉法人の地域公益活動が加わるということをイメージした図となっております。今日、私は昼間、民生委員の常任協議員の研修会というものに参加してきましたのですが、テーマが「地域における新たな専門職の役割とこれからの民生児童委員活動について」ということだったので、地域福祉コーディネーターについて学ぶという内容で、実際に社協の地域福祉コーディネーターの方が実践報告として民生委員と協力して行った実践報告を、民生委員の研修会でお話しするというような内容でした。民生児童委員のほうでもこのような取り組みをされてきていますし、社会福祉法人の地域公益活動と地域福祉コーディネーターが連携して取り組みを進めようとしている社協もござひま。なかなか3者が一気に連携するというのは難しいかと思ひますが、少しずつ進めてきているということはあるかと思ひ

ます。

最後は、5つ目の論点、「地域福祉（支援）計画のあり方」ですが、改正社会福祉法では、地域福祉計画の策定が努力義務化されまして、分野別の計画の上位計画として位置づけられました。昨年度、東京都も初めて地域福祉（支援）計画を策定し、そこにこの中間まとめの提起が色濃く反映されてきたところです。今後は区市町村における地域福祉計画の策定と推進が期待されるようですが、地域福祉計画は単なる行政施策や公的サービスの実施計画ではなく、分野を越えた地域生活課題を守備範囲として、地域共生社会の実現を目指すためのものです。そのためには、住民や関係者が主体的に作成し推進する地域福祉活動計画との連携が重要となってきます。そしてこれまでご説明してきたように、東京らしい地域共生社会の構築のためには、特に地域福祉コーディネーターの役割は大きいと考えておりますので、その配置と支援策をそれぞれの計画に盛り込んで実行していくことが重要ではないかと考えております。29年度は今ご説明してきた5つの論点について検討し、中間まとめとして発表しておりますが、このワーキングは今年度も継続して検討を行っております。最終ページに、今後の予定ということで載っておりますが、下に最終まとめに向けての検討課題ということで、いくつか論点を挙げてあります。「障害者に対する地域や社会の障壁を取り除くには」とか「ボランティアやNPOの活動と地縁的な住民活動をどうつなげるか」、「企業の社会貢献活動等をどう活かすか」「共生型サービスの東京における意義と可能性をどう考えるか」そこにプラスして、もう1つ、「地域共生社会づくりにおける居住支援の意義と課題」ということも加えて、今議論を進めております。今年度内にそれを最終まとめとして完成させる予定となっております。以上が、東社協のワーキングのほうで検討しておりました「東京らしい地域共生社会づくりのあり方について」の説明となります。ありがとうございました。

委員長・・・ありがとうございました。ただ今、副委員長から「東京らしい地域共生社会づくりのあり方」ということでご説明をいただきました。「東京スタイル」という言い方で出ていますけれど、今までだと大体〇〇モデルみたいな言い方をします。モデルというとは何かお手本みたいなかたちになるので、だから最近はスタイルという言葉を使っているのかなという気もしないではないですが、東京都としての考え方を出していきたいというところがあると思います。これが全ての区市町村で、全てこのようにやればいいわけではもちろんないとは思いますが、自治体によっては、それこそ60万、70万という人口のところもあれば、羽村市では5万ちょっとの人口ですし、人口であるとか面積であるとか、それぞれの地域に合ったものが求められるというところで、あくまでもこれを参考にしながらということになると思います。今、ご説明をいただきましたが、ここで皆さんから特にこれだけは聞いておきたいということがあれば出していただければと思います。いかがでしょうか。

委員・・・この中間のまとめというのがあるのですが、これは長期計画の真ん中辺りに来てまとめたということなのですか。

副委員長・・・そうですね。このワーキングが2年間検討を行うワーキングとして昨年設立して、その中間ということで昨年度末に一度これを出させていただきました。今年度はこの内

容に、プラス今議論している論点を加えて最終まとめというかたちにする予定になっています。

委員・・・もう1点は、計画そのものの説明をしていただいたのですが、これは各地域の社会福祉協議会のところの、どういう教育というか、どういう接点でこういう計画を実施してほしいというか、そういう指導というのはあるのですか。

副委員長・・・特に東社協から区市町村社協に指導をするという立場ではないので、あくまでもご報告というか説明のかたちなのですが、区市町村社協にはそれぞれこの中間まとめをお配りしているのと、事務局長会とか会長さんたちが集まる社協部会とか、そういうところで説明をしております。あと、今回のように地域福祉活動計画の委員会でご説明をしたりということもありますし、あとは都民連の会議で民生委員を対象に説明したりですとか、それぞれの施設の部会でも全ての部会で一通り説明しています。

委員・・・専門職という言葉が出るのですが、専門職というのはどの人を指しているのですか。

副委員長・・・本当に広い意味での専門職で、住民ではない人たちです。社協職員もそうですし、施設職員もそうです。民生委員は専門職ではなくて住民のほうの立場に近い方かと思いますが、いわゆる社会福祉のお仕事をされている方という感じでしょうか。

委員・・・わかりました。

委員長・・・他にございますか。一言、言わせていただくと、専門職というのはある意味、地域の中で使える人材、社会資源という意味で、あの人はああいうことに得意な分野があつて知識も持っている、技術も持っているよという人を地域の中でいろいろな事業を進めていく中で活用していく、そういうような意味あい専門職という言い方をしていると思います。そのように捉えていただくと、「あの人はああいうことができるんだ、ああいうことを知っているんだ、何か使えそうじゃない、一緒にやろうよ。」というようなニュアンスで考えていただくと良いのではないかなというところでよろしいですか。

副委員長・・・そうですね。

委員長・・・他にご意見はよろしいでしょうか。

委員・・・私は羽村市町内会連合会から出てきているのですが、連合会自体の組織も東京都で持っています。東京都のほうにも行っているいろいろお話は聞いているのですが、先ほど先生が言ったように地域差があつて、私たちが、西多摩部会のほうからちょっと行つても何か話がなかなかついていけないということがあるもので、この計画自体もお話を聞いていると東京らしさというところになってしまうと、私たちの地域と東京らしさが全然変わってきてしまう点があるのですが、この辺はどういう体制で我々は臨めばいいのでしょうか。最近行つても、東京都のほうで2020のオリンピックの話ばかりしてしまつて、私のほうには、羽村地区にはオリンピックの施設自体もあまりないので言うこともあまりないわけです。そこにインバウンドがどうだとか、施設もないのになんだかんだといわれてわからないということがあるのです。その辺のギャップというか格差をこういった計画自体をどのように捉えてお話ししていただいているのか、その辺が私には余りにも差があつて、どこで抑えていけば良いのかなという点が

あるのです。

副委員長・・・やはりこれは私が他の市の委員会でお話をしたときに、これは23区の話で市部の話ではないと言われたことがあるのですが、別にこの通り皆がやらなければいけないということではなくて、それこそ地域福祉コーディネーターも配置されているところと配置されていないところがありますし、それぞれの事情に合わせたかたちをつくるのが最終的なものだと思うのですが、その参考にさせていただくというものです。何もこれと同じかたちで羽村スタイルや羽村モデルをやれということではないのです。ただ、やはり縦割りでそれぞれの専門職が自分の分野だけをやるということではなくて、それぞれをつなぐ役割をする人というのはきっと必要だと思います。それは市区の大きさに関係なく必要だと思いますし、社協を含め地域福祉コーディネーターとか社協だけとか民生委員だけとか、社会福祉施設だけがそれぞれ個別に動くのではなくて、今なかなか一緒に動くということが難しいかと思いますが、その3者がきちんと連携できるような体制というのは、やはり市の大きさに関係なく作っておいて良い体制なのではないかと思うので、その辺りを検討するときの1つの材料にさせていただければという話です。100万人近くいる世田谷と羽村で同じことをやれとかいうことでは全然ないです。これを参考に羽村らしいスタイルを作っていってもらえればということです。

委員長・・・他にはございますか。

委員・・・ちょっと教えてもらいたいののですが、地域福祉コーディネーターの養成のところ、「社会福祉士等の取得を必須とする」とありますが「等」というのは介護福祉士も入るのですか。

副委員長・・・ここは特に何を持っていなければいけないというふうに今ワーキングのほうでは決めていることではありません。

委員・・・必須ということは必ず持っていなければならないということではないのでしょうか。

副委員長・・・そうですね、大体地域福祉コーディネーターは社会福祉協議会に置かれることが多いかと思うのですが、社協の中でもやはり社会福祉士の資格を持っている人がコーディネーターとして配置するというふうに、決めている社協もあるようですし、そうでないところもあるようです。議論の中では社会福祉士ぐらいもっている人がいいよねという話にはなっていました。特に社会福祉士でなければいけないとか、等の中に何の資格が含まれるというところまでは詰めて議論したわけではないです。

委員・・・社会福祉士というのは国家試験ではないですか。それで、この国家試験を受ける資格、福祉関係の大学を卒業するときに受けるではないですか。それ以外に一般の人が受けるときに、結構厳しいですよ。若い人が結構とって、実際その時には社会福祉士をとってなくて、社会人になってからとるとするのは結構難しいという気がしている。これは社会人になった人がこの資格を取るためには、やはり経験とかそういうのは緩和されるのでしょうか。そういうのはないですか。

副委員長・・・これはもう社会福祉の資格の話になってしまうのですが、途中でとる時に緩和されることはないですね。

委員・・・大学生がとったりとかしても結局こういうのに関係していない、違う職に就いていたら、せっかくとっていても何も。そういう人が人数だけたくさんいても、実際に現場で働いている社会福祉士の人が少ないのですよね。ですから、これをとるためには、例えば現場で一所懸命やっている人は何年現場でやっていたらそういう資格があるとかそういうのはないのですか。

副委員長・・・それはないですね、社会福祉士は。

委員・・・厳しいですよ。

委員長・・・国家試験を受験するための資格を得るための養成課程を経ないとだめなのです。大学で養成過程、単位をちゃんと取っていただければ卒業と同時に試験を受けられるのですが、その科目を取っていない方については改めて受験資格を取るための養成課程を修めなければいけないのです。例えば通信教育であるとか、1年、2年大学に入るとかいうふうな形で資格を得るための養成を経ていただいて、それで国家試験を受けて合格すれば資格が取れるという形で結構ハードルは高いです。

委員・・・実際にうちの学校にこういう資格を持っている人がいるのですが、実際勤めているところは全然違うところに勤めていて。では人数ではなくて合格数、ある程度の基準があるのですか。例えば何点以上取ればいいとか。

委員長・・・決まった点数はないとは思いますが、だから全体の中で概ね合格点数以上の方をというふうなところはあるとは思いますが、それは試験を管轄する厚労省の部署でないかわからないですね。要するに、受験資格を得るための養成過程を経ていて、国家試験を受けなければいけないというのは、ルートとしてはそうなりますね。

委員・・・コーディネーターは必ずこれを持っていないといけないというのは、結構厳しいですよ、ここに書いてあるのは。

副委員長・・・地域福祉コーディネーターは社協の中でも大変なお仕事だと思うので、高い能力が求められるのではないかとということもあって、こういう社会福祉士をとれるぐらいの人、そのぐらいのレベルが必要だよねというような話がありました。別に地域福祉コーディネーター自体、国で定めた職種ではないので何の決まりもないのです。そのぐらいの力を持った人がなることが望ましいという、そういうことです。今置いている社協でも皆さんが持っているのかどうかとか、東社協でも聞いたことはないのです。

委員・・・わかりました。

委員長・・・細かく見ていくといろいろご質問もあろうかと思えます。

委員・・・この地域福祉コーディネーターというのはどういう身分なのですか。

副委員長・・・身分は普通の一社協職員です。地域福祉部門系のところに配置されている職員が多いうるか、大体その人がやっています。今言ったように、決まった資格とかがあるわけでもないのが本当に普通に地域福祉系に異動になった方が新たに地域福祉コーディネーターになるというような感じですか。本当に一職員です。

委員長・・・おそらく職種というふうな見方をするのではなく、社協とは限らないですが、市あるいは地域の中で、その地域福祉に関してのいろいろな資源を結び付けていく、いろいろなネットワークをつくっていくための機能として、そういうコーディネーター役を果

たせる人を地域福祉コーディネーターと呼ぼうというふうな考え方なのです。今までもおそらく、地域福祉コーディネーターという言葉は使っていなかったと思いますが、いろいろな自治体や社協で、例えば地域福祉推進員とかいろいろな名前を使って地域の方たちといろいろな繋がりをつくっていく、例えば社協の仕事をもっと広めていく、そういうふうな仕事をしてきた人というのがいっぱいいるのです。ただ、やはり今、地域福祉計画、特に東京都は地域福祉支援計画ということで、各市町村でそういう活動計画をつくる上では、こういうふうな仕組みというのは良いのではないかというふうな、ある意味アイデアを出してきているので、その中で地域福祉コーディネーターという言葉を使っていると思っていただければ、最低限の理解はしていただけるかと思います。ただやはり東京都としても、あそこの市はこんなことをやっている、この市はこんなことをやっている、全然違うようなことをやってもまた具合が悪いので、1つは、まとめりとしてこういうふうな地域福祉コーディネーターという職種の名前をつけて、地域福祉のために頑張ってもらいたいというふうなところで出てきていると理解していいのではないかと、そのように私は理解しています。

副委員長・・・そもそも社協自体が、地域の中をつなぐというのが1つの大きな役割なので、地域福祉コーディネーターと名前のついていない社協職員がこういうことを普通にやっている場合もたくさんあると思います。その役割にこういう名前をつけて、この人が地域福祉コーディネーターですというふうに配置をしてもらうように進めているというところではあるのですが、仕事の内容としては従来社会福祉協議会の職員がやってきたことをより明確にしているという感じではあります。

委員・・・今日は羽村市社協も事務局でいますけれど、町内会の立場からすると、社協自体が根本的な、第一歩のスタートからなのですが、社協というのは今の町内会の会長であっても誰でも、どの辺までどういったことをやっているのかがわからないのです。だから、年度初めに町内会長がいろいろと、町内会費を集めるとか共同募金のお金を集めるとか、社協の会費を集めてくれとか、社協の会費って何に使うのかしらとか、その辺のことから説明していただかないと全然わからないで、だからもう今会員が、どんどん町内会でも減ってしまっているのです。その辺のところはもうちょっと何かつかんで、これはお茶なんだよとかわかるような、何か立場というものをつくれないのでしょうかね、社協自体。こういったことを、例えば大工さんではないですが、家を作っていますとか、車を作っていますということがわかれば、こういうことをやっているのか、では俺もタイヤぐらいのお金は出してやるよ、とかいうことがわかるのだけれど、たかが1,000円なのですがこの1,000円というお金は、確かに1年に1回ぐらいは会費はこういったことに使っていますというのが出るのですが、そういったインパクトがあまりないのです。その辺をもうちょっとうまくやっていただければ、もっと会員も増えるし、我々町内会の集金も楽になってくるのではないかと思うのですが、何か本当に社協というのは雲の上の存在で、偉いのだか何だかわからないようなところで金を集めているようなところがあるので、その辺のことを、もうちょっとインパクトを言葉自体、付けていただければと思います。この計画自体も、計画をつくるのだけれども、これは東京都の計画だからこっちとは違って大まかなアウトラ

インを引いてありますといわれても、アウトラインからうちは外れるばかりで全然わからないのです。そんな点もあって集金などしています。

委員長・・・おっしゃることは皆さんうなずかれる方も多いと思います。本当に実際にこれから先活動計画の本論に入っていくときにも、会員をどういうふうに増やしてしていくとか、社協の活動をどういうふうに理解していただくとかということも、おそらく活動計画の中では議論していただかなければいけないことがいっぱい出てくると思います。そういう意味での、ある意味前段というところでこのようなお話をさせていただいたわけですけれども、おそらく今委員がおっしゃったことは、活動計画の、それこそ中心に位置づけられる論点だと思っていますので、また改めていろいろ皆さんからご意見をいただければというふうに思います。それでは、東京の中間まとめについてはよろしいでしょうか。またいろいろなところで、あの時こんな話をしていたねということで出てくるかと思っていますので、そのときにまた議論を深めていただければいいと思います。この内容を頭の中に入れて置いていただければと思います。よろしいでしょうか。

(2) 市民ニーズ調査の結果について

委員長・・・次に(2)市民ニーズ調査の結果についてということで事務局のほうからご説明をお願いいたします。

事務局・・・それでは議事の(2)市民ニーズ調査の結果についてご説明をさせていただきます。失礼ですが着座にてご説明させていただきます。お配りいたしました「資料2 羽村市地域福祉計画・アンケート結果」をご覧ください。

本調査は関係団体からの福祉ニーズ、福祉課題の把握につきましてアンケートに回答いただくという形で郵送等により実施をいたしました。アンケートにつきましては大きく分けて5つの項目といたしまして、1つ目は各活動を継続していく上での課題とその具体的な内容は、ということ、2つ目は各団体の活動を通して地域住民が抱える福祉課題などの地域の問題はあるのか、3つ目は地域活動を続けていく上で各団体の地域で果たす役割はどんなことだと感じているか、またその役割を果たすためにはどのようなことが必要か、4つ目は、各団体が実施している事業やイベントで紹介したい事例、5つ目は、羽村市社協に今後期待する役割は、各種事業に対する意見・要望ということでご意見等をいただきました。アンケートの事業団体につきましては、地域活動、地域福祉、高齢者、障害者、子育て、ボランティアの各部門からそれぞれ抽出いたしました10団体へ依頼をいたしましたところ、羽村市町内会連合会と、羽村市民生児童委員協議会、羽村市高齢者クラブ連合会、羽村市小地域ネットワーク協議会、羽村市身体障害者福祉協会、羽村私立保育園協議会、羽村市ボランティア連絡協議会、羽村市の社会福祉協議会の福祉有償運送事業協力会、取りまとめの時点ではこの8団体から、その後追加もございますが、そこから回答いただき取りまとめたものでございます。

資料2につきましては、いただいた意見等を調査結果としてまとめたものでございます。このアンケートの結果と、羽村市で実施していますアンケート調査の結果を合わせて整理しまして、次回現状と課題の検討ということでご審議いただきたいと考え

ております。以上で「(2) 市民ニーズ調査の結果について」の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長・・・ありがとうございます。それでは今ご説明いただいた市民ニーズ調査の結果ということで、皆さんのほうからご質問、ご意見いかがでしょうか。

委員・・・今の説明だと、次回にこの検討をするという解釈でいいのですね。

事務局・・・これはアンケートの結果ということでまとめたもので、これを反映させて次回、現状と課題の検討ということで出させていただきますと思います。

委員・・・聞き漏らしたかもしれませんが、羽高連とか、高齢者の、そういう団体から、アンケートに入っていますか。

事務局・・・羽村市高齢者クラブ連合会からも回答をいただいています。

委員長・・・他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

(特になし)

(3) 第四次地域福祉活動計画の総括について

委員長・・・「(3) 第四次地域福祉活動計画の総括について」ということで、事務局のほうからお願いたします。

事務局・・・それでは議事(3)第四次地域福祉活動計画の総括につきまして説明させていただきます。お配りいたしました資料3の「第四次地域福祉活動計画の総括資料」をご覧くださいと思います。こちらの資料ですが、基本目標ごとに事業内容、実績等を担当職員において整理したものでございます。今回の委員会ではこの資料に基づきまして、課題や今後の方向性などについてご意見をいただきたいと思います。っております。

表紙をめくっていただきまして1ページをご覧ください。最初に「【基本目標1】情報が得やすく、相談しやすいしくみづくり」につきまして説明いたします。「(1) 情報提供の充実」におきましては、福祉の情報を市民に判りやすく提供、福祉活動を行っている市民や団体の情報発信の支援、福祉に関する講座やイベントの情報などを集約し市民へのわかりやすい発信、福祉情報が必要な人に届く環境づくりへの取り組み、こちらを社協の取り組みといたしまして重点事業4事業、その他の事業として3事業を実施しております。重点事業としての取り組みとしましては、まず「重点事業1 情報紙の発行」でございますが、事業内容の欄に記載の通り、社協だよりを定期的に発行し市内全域に配布する事業でございます。社協だよりはA4サイズのカラー刷りで12ページのものになります。実績の欄に記載しておりますが、年4回発行いたしまして、市内の全世帯の他、市内公共施設に設置して配布しております。平成27年度には編集会議においてタブロイド版の導入について検討いたしましたが、読みやすく親しみやすい紙面づくりを進めていくため現状維持としていくことを決定しております。今後も魅力ある紙面づくり、計画的な記事掲載とタイムリーな情報発信、社協事業の効果的なPR、特集記事の充実、担当職員の研修による編集能力アップなどに取り組んでいきたいと考えておりますが、限られた職員による編集体制の整備などが課題と

なっております。続きまして2ページをご覧ください。「重点事業2 ホームページの運営」でございますが、最新情報の提供など、インターネットの即時性を生かした情報提供に努めております。平成27年度には近隣社協のホームページを調査し、比較ソフトの選定などの検討を行いました、その結果を反映させ、平成28年度にリニューアルしたホームページの運用を開始しております。その次の「重点事業3 地域への情報発信」でございますが、情報紙やホームページ以外の手段による情報発信、地域へ出向く取り組みとして、7月末に羽村駅周辺で開催されるはむら夏まつり、11月上旬に富士見公園で実施されます産業祭などにボランティア、民生児童委員、その他関係団体、理事、評議員などの皆様に参加をしていただきまして、社協事業のPR活動などを行っております。3ページをご覧ください。「重点事業4 小地域ネットワーク活動ガイドブック(仮称)」でございますが、地域での交流や支え合い活動を支援するために作成、発行し、事業の周知を図るものです。昨年度までは発行準備のため情報収集を行っている段階であり、現在まで発行には至っておりません。小地域ネットワーク自体に活動団体役員の高齢化や後継者不足が顕著に見受けられており、その状況を踏まえてできる限り役員に負担のかからない活動内容を検討し、検討内容を反映させた原案をつくる必要があると考えております。4ページをご覧ください。次に「その他の取り組み」といたしまして、「社協ガイドブック等の発行」でございますが、年間事業等をまとめた社協ガイドブックを毎年発行するとともに、各種事業やイベントなどのパンフレットを作成し、社協の事業の周知に努めました。次の「情報コーナーの運営」でございますが、羽村市福祉センター1階に情報コーナーを設置し、来所者へ社協や地域福祉、市民活動やボランティアに関する情報提供を行ってまいりました。実績としましては、都内のボランティアセンター等の広報紙等を情報コーナーで閲覧できるように整理し、ボランティア情報は閲覧希望者に対して登録団体一覧を提示いたしました。今後も情報コーナーの整理、書籍の入れ替えを随時行い、ボランティア登録団体一覧については常時最新のものを閲覧可能な状態に整理するとともに、市民が必要とする情報の質やジャンルなど、提供のあり方や、限られたスペースを活用した情報コーナーのあり方を検討してまいりたいと考えております。次に、「声の広報活動の支援」でございますが、視覚に障害のある方に社協だよりの掲載内容を届けるボランティア活動について、活動場所や必要な機材の提供などの支援を継続して行いました。5ページをご覧ください。「(2) 相談支援の充実」におきましては、日常生活から生まれる悩みや諸問題の相談の実施、行政、専門機関、関係団体等の相談窓口や住民組織との連携の強化、相談窓口に関する情報発信など、相談しやすい環境づくりの推進、相談に関わる人材の資質向上の支援、これらを社協の取り組みといたしまして4つの事業を実施しております。これらの事業につきましては重点事業とはしておりません。まず、「ふれあい相談事業の実施」でございますが、生活の中から生まれる悩みや諸問題の解決につながるよう、相談窓口を開設しており、毎年300件前後の相談を受け付けております。課題といたしましては、相談内容を結婚・離婚問題、金銭問題、育児、子どもの悩みなど、日常生活から生じる諸問題として周知していますが、現状は精神福祉相談に偏り、また、特定層の利用者に固定化されております。このため、市で実施している相談との棲み分けなど、実施のあり方について引き続き検討・

検証を行う必要があると考えております。次の「地域活動支援センターI型事業 あおばによる相談支援」でございますが、この相談は羽村市から受託して実施している事業で、年間1,200件前後の相談に対応しており、法令や制度の改正などの変化に対応した情報提供に努めるとともに、障害者の地域での自立した生活やその家族を支援しております。なお、計画相談支援がはじまったことにより、一人一人の福祉サービスに関するニーズへのより細やかな対応が必要となってきましたが、そうした業務が増大したことにより福祉サービスの利用のない潜在的なケース等へのアウトリーチ的な取り組みが十分に行えなくなっていることが課題となっております。6ページをご覧ください。「ピアカウンセラーによる相談支援」でございますが、障害者や理解者による障害者への情報提供や悩み事への相談支援を継続して行っております。身体障害の相談については利用が少ないためニーズや事業のあり方についての検討が必要であり、精神障害の相談については相談件数こそ増加傾向にあるものの、相談の内容や対応については適時検証を行う必要があるものと考えております。次の「福祉サービス総合支援事業による相談支援」でございますが、この相談は羽村市から受託して実施している事業で、利用者サポート、福祉サービス利用援助、苦情対応専門相談など、福祉サービスを必要とする方の支援を総合的に継続して行っております。課題といたしましては、関係機関及び市民への事業PRの徹底、生活支援員の確保・養成、職員の資質向上などであると考えております。

続きまして7ページをご覧ください。「【基本目標2】福祉への意識を高め、誰もが活動に参加しやすい環境づくり」につきまして説明いたします。「(1)福祉への理解促進と担い手の育成」におきましては、地域福祉に関心を持ってもらえるような講演会や講習会、講座の開催、団体等が行う福祉教育、講演会、講座、福祉体験学習等の開催支援、社協だより等で地域の福祉課題についての発信、職員が地域に出向いて講座等の開催支援や社会福祉協議会の事業周知支援、地域活動の中心となるキーパーソンの発掘、育成、支援、社会福祉士などの資格取得や福祉職場での就業を希望する実習生を受け入れ、将来の福祉を担う人材の養成の支援、これらを社協の取り組みといたしまして重点事業を2事業、その他の事業4事業を実施しております。重点事業としての取り組みといたしましては、まず、重点事業5の「福祉ボランティア・地域福祉活動推進のための講演会・講座等の開催」でございますが、ボランティア団体などと連携し、ボランティアや地域福祉活動への理解を深め、その活動を始めるきっかけとなる入門講座として手話講習会や傾聴ボランティア養成講座などと、夏体験ボランティアの企画内でボランティア入門講座を実施いたしました。また、福祉活動の活性化、人材育成につながる講演会、講座などとして、小地域活動団体向け講演会を実施いたしました。課題といたしましては、今後は新たなボランティア人材育成のための講座の企画を充実させていくことと考えております。8ページをご覧ください。「重点事業6 地域へ出向いての活動」でございますが、市内の小中学校からの要請で車いす、アイマスク、高齢者疑似体験などの福祉体験学習や入門講座を実施いたしました。今後はこれまでに行った各講座をメニュー化し、社協の出前講座として対外的に周知できるように整理していきたいと考えております。9ページをご覧ください。次にそ

の他の取り組みといたしまして「地域福祉推進のための講演会・講座等の開催」でございますが、社協福祉大会や小地域ネットワーク活動団体連絡協議会などの開催に合わせ、地域福祉の推進につながる講演会を開催いたしました。こちらの実績に記載しております講演会は、社協福祉大会で開催したのですが、このほかに小地域活動団体向けの講演会、参加型研修会を年2回ほど開催しております。今後は実施した講演会等の内容を活動につなげられるような支援を検討していきたいと考えております。

次に「ボランティア体験事業の実施」でございますが、福祉の心を育み、継続的なボランティア活動につながるよう、夏休み期間を利用して、市内の保育園や障害者・高齢者福祉施設などの協力を得て小学生から社会人までを対象とした「夏体験ボランティア事業」を毎年開催しております。今後は多くの参加者を集められるよう、新しいメニューの企画・立案を検討していきたいと考えております。10 ページをご覧ください。「障害者施設ボランティア受け入れ事業の実施」でございますが、社会福祉協議会が運営する障害福祉サービス事業での創作活動や外出介助のボランティアを1回につき5名程度受け入れております。創作活動に関してノウハウを持ったボランティアの存在は大変有意義であり、大きな力になっていただいておりますが、高齢を理由に関わりが途切れてしまう方も多く、人材の確保が課題となっております。次に「実習生受け入れ事業の実施」でございますが、社会福祉士などの資格取得や将来福祉職場での就労を希望する実習生を受け入れ、将来の福祉を担う人材の育成を支援することとしています。平成29年度までは実績がありませんでしたが、今年度は2名の受け入れを決定しております。11 ページをご覧ください。「(2) ボランティア・地域福祉活動の促進と支援」におきましては、ボランティアや地域福祉活動をコーディネートする相談支援機能の強化、福祉施設・団体や個人でボランティアを受け入れるしくみづくりの支援、地域のボランティア活動情報の発信、ボランティアや地域福祉活動団体と協働できるよう、ボランティア連絡協議会や登録ボランティアとの連携の強化、羽村市や周辺地域で開催される地域福祉事業を後援などにより支援、障害者やその家族でつくる当事者団体の自主活動の支援、これらを社協の取り組みといたしまして、重点事業を1事業、その他の事業を3事業実施しております。重点事業としての取り組みといたしましては、「重点事業7 福祉ボランティア・地域福祉活動団体の情報提供」でございますが、ホームページによるボランティア情報の提供につきましては、登録団体から情報収集を終え、掲載レイアウトの検討を行っております。また、ボランティア活動希望者と福祉施設などの受け入れ先とのコーディネートに適宜行っております。12 ページをご覧ください。「福祉ボランティア団体への支援」でございますが、この事業では市の地域福祉ボランティア活動の推進拠点として団体登録制度の運営を行い、登録団体には必要な運営費の助成、羽村市福祉センター会議室等の活動場所の提供、登録団体に対する機材の貸し出しなどを行っております。また、ボランティア団体への支援といたしまして、ボランティア連絡協議会の定例会にオブザーバーとして担当職員が出席し、連絡調整や情報提供などを行っております。次の「当事者団体の自主活動支援」でございますが、障害者やその家族でつくる登録福祉当事者団体に対しましては、自主活動費の一部助成や活動場所の提供、機材の貸し出し、団体情報の社協だよりの掲載などによる支援を実施しております。次の「後援・協賛によ

る地域福祉活動の支援」でございますが、羽村市内及び周辺地域で開催される地域福祉事業につきまして後援や協賛などにより支援することで地域福祉を推進しております。

続きまして13ページをご覧ください。次に「【基本目標3】支え合いと助け合いの地域づくり」につきまして説明いたします。「(1)交流機会の拡充」におきましては、地域で交流できるきっかけづくりとなる情報の提供、地域の支え合い活動の支援、地域の支え合い活動の連携体制の充実、これらを社協の取り組みといたしまして2つの事業を実施しています。これらの事業は重点項目とはしておりません。まず、「サロン活動の支援」でございますが、サロン活動が地域に広まるよう地域ごとのサロン活動の立ち上げや呼びかけなどの啓発活動を支援していることとしており、この実施方法について現在検討中でございます。次の「障害者スポーツレクリエーションのつどいの開催」でございます。羽村市との共催により毎年実施している事業でございますが、毎年参加者や協力団体へのアンケート調査を実施し、障害のある方が皆で参加できるようプログラムの見直しを行い、より多くの方が参加していただけるよう改善を図っております。また、今後につきましても福祉団体やスポーツ推進協議会より提案をいただき、より多くの方に参加していただけるよう改善を続けていきたいと考えております。続きまして14ページをご覧ください。「(2)福祉ネットワークの推進」におきましては、地域福祉コミュニティが大切なことの周知、小地域ネットワーク活動の支援、地域の福祉課題について様々な団体と連携できるしくみづくり、これらを社協の取り組みといたしまして、2つの事業を実施しております。これらの事業は重点項目とはしておりません。まず、「小地域ネットワーク活動の推進」でございますが、市民が自ら福祉課題を発見し解決できるよう、研修会の開催や情報交換、連絡調整、活動内容の社協だよりへの掲載などにより、小地域ネットワーク活動を支援し活性化を図ることとしており、年1回の連絡協議会と年2回の講演会、研修会を開催しております。また、社協だよりに小地域活動だよりを併載し、活動団体の紹介を、1回につき2団体、年4回掲載いたしました。課題といたしましては、各活動団体の後継者不足による活動継続相談が多くなり、活動休止団体も2団体となっていることから、事業内容、支援方法等の検討が必要であると考えております。次に、「民生委員活動等との連携」でございますが、地域のふれあいや見守り機能の充実を図るため、民生委員・児童委員や友愛訪問員が小地域ネットワーク活動団体と連携できるように市への働きかけを行うことについては、市と調整を行い、民生・児童委員協議会の定例会などの場におきまして、情報提供等を行っております。続きまして15ページをご覧ください。

「(3)見守り体制の推進と災害時の支援」におきましては、地域での見守り体制の充実に向けた支援の強化、災害時には羽村市からの応援要請に基づき災害ボランティアセンターや福祉避難所の運営への協力、災害時に備え羽村市と協力して地域で支援を必要としている人の見守りや安否確認の推進、これらを社協の取り組みといたしまして、重点事業を1事業、その他の事業を1事業実施しております。重点事業の取り組みといたしましては、「重点事業8 あんしん・見守りモデル事業(仮称)」の実施でございますが、地域のひとり暮らしの高齢者や障害者、ひとり親家庭など、支援を必

要としている人への見守りや安否確認を行う小地域ネットワーク活動を一層推進するためのモデル事業を新規で実施することとしております。しかしながら現在2団体で活動が休止しており、各団体の後継者不足により活動継続が困難な団体もあることから、小地域ネットワーク活動事業の内容自体を検討していく必要があるものと考えております。その他の取り組みといたしまして、次の「災害時要援護者等への支援」でございますが、羽村市と締結した災害に関する支援協定に基づいて、ボランティア連絡協議会、東京都社会福祉協議会と連携し、市の災害ボランティアセンターの運営に協力及び羽村市福祉センターの防災体制や、市が設置する福祉避難所の運営支援などのマニュアルづくりに協力することとしておりますが、現在まだ市と調整している段階です。

続きまして16ページをご覧ください。次に「【基本目標4】一人ひとりに寄り添う支援体制づくり」につきまして説明をいたします。「(1)福祉サービスの提供」におきましては、福祉サービスが適切に提供されるように、必要に応じてサービスのマネジメントを行う、各種の福祉ニーズに対し効果的な福祉サービスの提供、公的な福祉サービスの担い手として効率的で質の高い事業の推進、一時的に必要となった要介護高齢者や障害者などへの福祉機器の貸し出し、これらを社協の取り組みといたしまして、12の事業を実施しております。これらの事業は重点項目とはしておりません。まず、「福祉機器貸し出し事業の運営」でございますが、福祉機器が一時的に必要な在宅で生活する高齢者、障害者などの社会福祉協議会会員に対し、福祉機器を貸し出してあります。課題といたしましては、他機関からの紹介で来た方が本事業の対象に該当しない場合も多いため、制度の周知を徹底することやサービスの一層の向上を図るため、定期的に対象者や貸出期間等、事業内容の見直しであると考えております。17ページをご覧ください。「居宅介護支援事業の運営」と、その次の「訪問介護事業等の運営」でございますが、介護保険に基づくもので継続して実施している事業であり、採算性の確保に努めながら事業を継続してまいりたいと考えております。18ページをご覧ください。「生活福祉資金貸付事業等の運営」と、その次の「緊急生活援護資金貸付事業の運営」と、その次の19ページ「受験生チャレンジ支援貸付事業の運営」の各種貸付事業についてですが、相談、貸付、償還等に関する事務として継続して実施しております。次に、「障害者就労継続支援B型事業 いちちょうの運営」と、その次の「障害者生活介護事業 さくらの運営」と、20ページの「地域活動支援センターI型事業 あおばの運営」と、その次の「障害児日中一時支援事業 青い鳥の運営」でございますが、これら4事業につきましては市から受託し実施している事業となっております。21ページをご覧ください。「特定相談支援事業 あおばの運営」でございますが、障害福祉サービスを利用する障害者が適切な支援を受けられるよう、本人の意思を尊重したサービス等利用計画を作成するとともに、サービス支給決定後のモニタリングを行うなど充実を図っているものでございます。課題といたしましては事業所として既に限界に近い数のケースを抱えている状態となっていることや、計画の内容やアフターケアについて質を求められているため、支援員の資質向上などであるとと考えております。次の「手話通訳者派遣事業の運営」についてですが、継続して行っ

ている事業で、派遣要請が増加傾向となっております。22 ページをご覧ください。

「(2) 住民参加型サービスの充実」におきましては、福祉サービスの担い手として市民が参加できるよう支え合い活動の推進、住民参加型サービスの効果的な運営による地域福祉の向上、市民サービスボランティア団体との連携による住民参加型サービスの充実、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を結び地域での子育ての支援、これらを社協の取り組みといたしまして、4つの事業を実施しております。これらの事業も重点事業とはしておりません。「高齢者等あったかホームヘルプサービス事業の運営」、次の23ページの「ふれあい食事サービス事業の運営」、その次の「福祉有償運送事業(ふれあいキャリー)の運営」、その次の24ページ「ファミリー・サポート・センター事業の運営」につきましては、事業の市民への周知、ボランティア等の確保により安定した活動に努め事業の推進をしてみたいと考えております。課題といたしましては、「ふれあい食事サービス事業の運営」では、他の配食サービスなどの充実により利用者数の減少が見られ、ボランティアとのふれあいを目的とするあり方についての検討、また、活動を担うボランティアの高齢化、次世代の担い手不足の解決に向けた対応策の検討が必要となっております。「福祉有償運送事業(ふれあいキャリー)の運営」では、運転協力員の高齢化、福祉車両の老朽化への対応が課題となっております。続きまして、25 ページをご覧ください。「(3) 権利擁護事業の推進」におきましては、判断能力が不十分な市民などへの福祉サービスの利用に関する相談や支援、東京都が進める成年後見活用あんしん生活創造事業の実施に向けての市との協議、これらを社協の取り組みといたしまして、重点事業を1事業、その他の事業を2事業実施しております。重点事業としての取り組みといたしましては、「重点事業9成年後見活用あんしん生活創造事業の実施に向けた検討」でございますが、羽村市における成年後見活用あんしん生活創造事業のあり方について検討し、実施に向けて市と協議を行った結果、平成29年度に成年後見活用あんしん生活創造事業を市から受託し、その年の10月から運用を開始しております。課題といたしましては、事業内容の市民への周知の徹底、関係機関への連携強化などであると考えております。26 ページをご覧ください。その他の取り組みといたしまして、福祉サービス総合支援事業の運営でございますが、市から受託して実施している事業で、福祉サービスにおける苦情対応、判断能力が不十分な方の権利擁護相談など、安心して福祉サービスが利用できるよう総合的に支援しております。また弁護士により苦情などの専門相談も行っております。課題といたしましては、事業内容の関係機関及び市民への周知の徹底、生活支援員の確保・養成、職員の資質向上であると考えております。27 ページをご覧ください。「地域福祉権利擁護事業の運営」でございますが、こちらは東京都社会福祉協議会から受託して実施している事業で、認知症や障害などにより判断能力が不十分な市民に対して羽村市地域包括支援センターなどの関係機関と連携して、成年後見制度と調整を図りながら福祉サービスの利用援助などの支援を行っております。課題といたしましては、事業内容の関係機関及び市民への周知、関係機関への連携の強化、生活支援員の養成、専門員の資質向上などであると考えております。

続きまして28 ページをご覧ください。次に「【基本目標5】地域の人々とともに歩

む社協づくり」につきまして説明をいたします。「(1) 関係機関との連携、地域に密着した取り組みの推進」におきましては、市民ニーズに沿った事業展開に努め、市民と社会福祉協議会とのつながりの強化、地域の福祉課題を正確に把握し、行政や福祉関係機関などと連携し、市民とともに解決に取り組む、これらを社協の取り組みといたしまして、重点事業を2事業、その他の事業を7事業実施しております。重点事業としての取り組みといたしましては、「重点事業 10 ふれあい福祉まつりの開催」でございますが、市民が支え合う地域社会の実現を目指して、福祉関係団体の活動紹介や、市民・福祉関係団体との交流など様々な企画を通じて、福祉への理解と関心を高めていただけるよう魅力のある事業を展開しています。課題といたしましては、協力していただくボランティア団体数の増加調整と、来場者の駐車場確保などであると考えております。次に「教育関係機関との連携」でございますが、市内小中学校などと連携し、学校が実施する福祉教育などについて協力や支援を行い、日頃から交流を深めております。毎年、社会科見学と福祉体験教室を依頼され、実施をしており、登録ボランティア団体の協力を得て対応しております。29 ページをご覧ください。その他の取り組みといたしまして、「行政・福祉等関係機関との連携」、次の「企業や民間団体との連携」、次の「町内会・自治会との連携」その次の30 ページ、「保健・医療機関との連携」につきましては、各種会議や事業などに出席し、情報を共有するなど連携を図っております。引き続き地域福祉の推進に向けて必要な改善を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。次の「地域自立支援連絡会専門部会」の運営でございますが、羽村市地域自立支援協議会を年2回、羽村市地域自立支援協議会相談支援部会を年3回開催し、地域課題の抽出や問題解決に向けて取り組んでおります。次の「社協福祉大会の開催」でございますが、毎年11月に開催し、地域福祉やボランティア活動等の功績のあった方を表彰する顕彰式典と、福祉講演会を行っております。今後も必要な改善を図りながら継続して実施してまいりたいと考えております。31 ページをご覧ください。「敬老の日褒賞事業の実施」でございますが、敬老のつどいを羽村市と共催し、金婚式を迎えられた夫婦、米寿を迎えられた方を褒賞する事業を行っております。年々増加する米寿対象者に対する記念品の配布や金婚式申込者と敬老のつどい招待対象者年齢の不一致から、招待方法の見直しなどが課題となっており、市と調整を行い必要な見直し、検討を行ってまいりたいと考えております。続きまして32 ページをご覧ください。「(2) 組織体制と財政基盤の強化」におきましては、効率的かつ実行性のある事業展開をしていくための組織体制の強化、組織力向上のための職員の知識や能力の向上、事務事業等の効率化、事業の安定的かつ継続的な展開のための社協会員の維持・拡大、その他財源の確保、これらを社協の取り組みといたしまして12の事業を実施しております。これらは重点事業としてはおりません。まず「理事会・評議員会の運営」、次の「苦情解決に関する体制の運営」、その次の「個人情報保護に関する体制の運営」その次の33 ページ「職員の適正配置と人材育成」でございますが、これらにつきましては定款、規則、計画等に従い適切に運営等を行っております。次に「羽村市福祉センターの運営」ですが、羽村市から管理・運営を受託し、引き続き福祉の活動拠点として適切な管理に努めております。課題といたしましては、建築後約20年が経過し、大規模な修繕が必要な時期となっておりますが、修繕費の予

算確保が困難となっていることなどでございます。34 ページをご覧ください。「会員の加入促進に向けた取り組み」その次の「寄付の促進に向けた取り組み」次の35 ページ「ふれあい募金の取り組み」、次の「羽村市民福祉チャリティーゴルフ大会の開催」、36 ページにまいりまして「ふれあい福祉バザーの開催」、その次の「収益金の確保に向けた取り組み」でございしますが、年々金額が減少傾向にあることから、当協議会の活動の趣旨を広くPRし、市民の皆様、市内の事業所の皆様などにご理解をいただき、事業の財源確保に努めてまいります。最後に37 ページをご覧ください。「各種募金事業の実施」でございしますが、赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい運動募金などにつきましては町内会・自治会、民生児童委員などの協力を得まして実施をしております。課題といたしましては、共同募金の使途について市民に理解していただき、今後も協力をいただけるような広報やPR方法の検討及び各社会福祉法人やNPO法人からの配分申請件数増加を目標としたPR方法の検討などであると考えております。

以上で議事(3)「第四次地域福祉活動計画の総括」につきましての説明とさせていただきます。

委員長・・・ありがとうございました。かなりの量になりましたので、皆様から、それぞれ基本目標ごとに区切って、ご意見・ご質問をいただきたいというふうに思います。まず基本目標の1、今日の冊子では1ページから6ページ、「情報が得やすく相談しやすいしくみづくり」のところでもまず皆さんからご意見、ご質問をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員・・・1ページなのですけれど、1番の情報紙の、7月、10月、1月、4月で部数のこの違いというのはどういうことなのでしょうか。

委員長・・・事務局お願いいたします。

事務局・・・主に7月号が多くなっていると思うのですが、これにつきましては、社協のほうの団体会員として登録していただいている会社ですとか、普通の個人のお宅だけでなく、7月号だけは事業所へ多く発送しているかたちになっておりますので、7月号が多くなっております。その他は世帯数の増減によって対応をしておりますので、数字が変わってきているかたちになっております。以上です。

委員長・・・よろしいですか。

委員・・・はい。

委員長・・・他にはございませんか。

委員・・・ホームページなのですが、前回の委員会るときから比べるとすでに立派なホームページが立ち上がってしまっていて良いと思うのですが、ホームページはどちらかという一方通行なのですね。こちらから情報提供をするだけなので。最近いろいろと問題もあったのですがSNSなども使うと相手からの情報も吸い上げることができますよね。そういう検討はされているのですか。

委員長・・・事務局いかがでしょうか。

事務局・・・SNSというようなところまではまだいっておりません。まだリニューアルをして一方通行というところですが、今は市とかそういうところでもやっておりますので、社協

としてもそういうことも考えていかなければいけないのかとは思っております。

委員・・・いろいろなボランティア団体であるとか、情報を公開するのもそういうところでもやれば、時間的にも少し節約になると思いますし、会社なども公式なツイッターが取れますので、そういうのも是非利用していただければ良いかと思います。ご検討をお願いします。

委員長・・・ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。

(特になし)

委員長・・・それではまた後で思い出したときに出していただいても結構だと思いますので、それでは基本目標2に進んでいきたいと思います。7ページ以降になりますけれども、「【基本目標2】福祉への意識を高め、誰もが活動に参加しやすい環境づくり」というところで皆様、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。ちょっと私が発言してよろしいでしょうか。10ページの実習生受け入れの件で、30年度は2名決定されているということで先ほど伺いました。先ほど委員から社会福祉士の資格の話題が出ましたので、特に社会福祉士になりたいという場合の実習の受け入れ先がなくて皆困っているというのが最近本当に多いようですね。受験資格の中に実習をしなければいけないというカリキュラムがあって、なかなかそういう意味では受け入れ先がないというところで悩んでいる方が多くて、こういうふうの実習を受け入れてくださると、本当になりたいという人も、それこそ朗報ではないかと思って先ほど聞いていたのですが、いろいろなかたちで資格取得のための支援というところも必要なのかなというふうに感じたところです。他にはございますか。

(特になし)

委員長・・・よろしいでしょうか。では先に進ませていただきたいと思います。次に、基本目標3ですね。「支え合いと助け合いの地域づくり」で、13ページ以降になりますが、13ページ、14ページ、15ページですか、この辺りではご質問、ご意見いかがでしょうか。このあたりはかなり社協らしさ、地域福祉自体に関わってくる内容のところかなと思います。それぞれ活動されている団体、地域があろうかと思しますので、是非ご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員・・・小地域について、確かに町内会と連動しているというふうになっておりますけれど、こちらに書いてありますとおり、各団体数の減少はやむを得ないのではないかと思います。町内会と同時進行というか、町内会単位で活動をしているのですよね。そのこの地区の住民で町内会に入っていない方は小地域でも大丈夫ですよということなのですが、その連動のしかたが、何というか、厳しく言ってしまうと「お前、町内会に入っていないのにこっちはっぴり出るじゃないか。」とかそんなことを言うような人もいるもので、活動自体は限られているのですよね。私どもの例を申し上げてしまっ

申し訳ないですが、私は富士見平という地区で、町内会長を以前にやったり、今は長寿会といいまして年寄りの会を持っているのです。年寄りの会が主に福祉委員会という小地域の訪問活動というか、一緒にさせてもらっているのですけれど、そこで小地域に入っている方は町内会活動に来ないじゃないとか、「俺は町内会を一所懸命やっているのにそっちには入れないのか」とか、そんないろいろなことがあって、活動自体はすごく限られてしまうのです。今、羽村市では高齢者福祉バスというのがありますが、小地域だと確かに対象者は大体同じなのですが、小地域のほうだと借りられない、長寿会のほうだと借りられる、何かその辺の具合がうまくいってなくて、活動自体は補助金ももらっていますのでそれなりには動くのですけれど、どうしても助け合いとかふれあいというようなことで会館がありますので、こちらの人間だけで終わってしまったりするような会で細々とやっているというのか、事務的に予算が付けられているから予算の範囲でお茶飲みをしようとかいうようなことで動いてはいます。もうちょっとうまくバスを使えるとか、例えば高齢者の買物する区域を、対象者の範囲をもうちょっと緩くして、例えば町内会の担当区域でないところにも親戚の人がいたら、お茶を飲みに来るような人がいたら通ってもいいとか、そんな点があればもっと楽しめているのですが。ともかくお金をもらっているわけですから、出費の清算はしなくてはならないので大変なのです。

委員長・・・ありがとうございます。なかなかそれぞれの地域で課題もあろうかと思えますけれども、社協としては小地域ネットワーク活動の支援、推進ということで今までもずっと支援して来られたのです。社協のほうで感じられている具体的な課題、ただ単に団体数が多い少ないということではなく、具体的にどういうふうな支援をしてきたのか、その支援をする上での課題みたいなことは何か、例えばエピソードでもあればお聞きできると良いかと思えます。

事務局・・・具体的な支援のかたちとしては、やはり、講演会の実施等によっていろいろな見守りのかたちですとか、地域のコミュニティの中でのコミュニケーションのとり方だとか、支援としてはそういったかたちの提示をするというところで留まっているかと思えます。やはり今、委員からお話のあったとおり、小地域の地域を町内会という枠で区切っているので、町内会が小地域活動をやっている地区と、それ以外の団体が小地域活動をやっている地区とありまして、なかなかそのところは、役割が見えにくくなっているのかなということは感じるところであります。町内会がやっている活動だけでもこの事業だけは町内会以外の人も参加して良いよと、そのようなかたちになるわけです。町内会がやるとそういう2重構造になっている感じはいたします。この事業を広げる時に、町内会の活動地域を1つの枠として捉えたかたちになっているので、それが、町内会がその役割を担うというパターンも当然出てきたような経緯もあるのですけれど、そういったところで小地域というものがうまく市民の方に伝わっていないという印象は受けております。以上です。

委員長・・・なかなか見えにくい部分もありますけれども、例えばどこかの地域の会館の中で町内会の活動もすれば、小地域ネットワークの活動も場所的には同じところでやっているのが多いのですか。例えば曜日が違う、日にちが違うというところでやっているわけで

すよね。

委員・・・例えばカラオケをやるとかいうことは同じだと思うのです。

委員長・・・一般的に考えればどこに参加してもいいような気がしますけれども、なかなかそういうしくみの中では難しい部分があるのですね。

委員・・・建て前というか、文書ではどこの人が入ってもいいのですよということを書いてあるのです。ただ入っている人自体、町内会に入っている人、小地域で遊びたい人という人が、私も友達だからいいと思って誘ってしまったりすると、町内会に入っていないじゃないとか、町内会の役員ではないのに何だかんだと言われたり、例えば小地域で年が一番若いとか、そんなことがあるのです。だからなかなか1つの例とすれば、高齢者福祉バスというのがあるのですけれど、それをもう少し借りやすくしていただければそんな問題はなくなるのではないかと思います。高齢者福祉バスというのはあくまでも長寿会の会長さんの印鑑が必要なのです。確かそうだと思います。そうすると、「俺の印鑑がなければ借りられないのか」というようなこともあるし、長寿会自体の活動で高齢者福祉バスを借りる日数を決められてしまうのです。泊まりは1回、日帰りは2回やってもいいよとか、そういったことで、そちらの活動で取ってしまったりするとどうしても他所へ回せないということになってしまいます。高齢者の対象ではあるのだけれども、1人2人老人会に入っていない人がいると、それは違うよと言われてどうしようもなくなってしまいう時があるのです。

委員・・・団体同士の協議というのは難しいです。お金が絡んでいるから。町内会だって会費を払っているから、入っていない人と区別するというのは当然出てくる問題ですから、1人から5人ぐらいだったらまあいいんじゃないかです。組織がそういうふうになっていたらね。極端な話、盆踊りをやるにしても盆踊りは町内会の盆踊りで、入っていない人は来て飲めるのかという話とかはあまりしないです。それはもう仕方ないのです。だからいろいろな団体に社会福祉協議会がきめ細かく説明をして、それでやる気になるのではないのですか。団体が分かれているのだから難しいです。それと、私は高齢者のほうから今年初めてこの会議に出てきたのですが、高齢者の計画と福祉の計画というのは余りマッチしているとも思えないのです。さっき質問したのはアンケートをとったという、そういう話を初めて聞いたような状態ですから、福祉というと悪く訳すと病気だとかいろいろな問題がある人はある程度詳しいかもわからないですが、健康な人は全然必要ないよという世界だから、なかなか難しいです。それではいけないというふうには理解はしているのですが。

委員長・・・ありがとうございます。確かにそういう部分はありますよね。社協もそれこそいろいろなPRをしていただいて、情報紙やホームページもつくってはいるのですが、見る人は見るけれど見ない人は見ないのが現状のところがありますからね。

委員・・・これだけの仕事をしているとなると、最初にPRが無駄なんて言ったけれど、現在の社協の職員でこれだけの仕事をして、これを徹底して皆が良く知っているようにPRすること自体不可能だと思います。何かどうにかしないと。

委員・・・13ページ、障害者スポーツレクリエーションのつどい、福祉まつりは意外と参加しに

くいというか、もっと、自分が渋谷にいたときはすごく大々的に募集をかけていて中学生や小学生がいっぱい来ていたようなイメージがあります。公園でやっていたかもしれないですが、とにかく僕も行く、私も行くといっばい参加していた気がするのですが、羽村の場合ピンポイントで、お願いをして、そのお願いされた人しか参加しないみたいな、何かそんなイメージがあって、もう少し一般的に参加しやすくするにはどうやったら良いのかと。福祉まつりも行っていいのか悪いのか、あまり時間的に合わないので僕も2回くらいしか来たことはないのですが、子どもたちが参加しやすいいろいろな体験ができたりするのです。でもなかなか、確かに来ればいっぱい人はいるのですけれど、もうちょっと参加してもいいかなという気がするのです。

委員・・・羽村はこの狭い建物の中で福祉まつりをやるけれど、福生だとか青梅は広場のすごく広いところでやって、模擬店などもいっぱい出て、大きな舞台なんかをつくって活発にやっています。羽村はこのセンターの中だけという感じで、けっこう小さくなっています。だから人の集まりも少ないというか。

委員・・・例えば、さっき委員が言われたように、区部とこっちでは違うというのは確かにその通りで、例えば老人体験なんて区部にいけば東京ガスがいつでも器具を持ってきてやってくれるけれど、羽村だとお願いして自分たちで集めてボランティアの人を頼んでやると体験ができる、そんな状況ですから、そうすると自ずと厳しいです。ボランティアの人たちに来てもらうのでも大きい学校だと人数をそろえなければいけないし、小さい学校だったら少ない人数でできるとかあって、そうすると、できるところとできないところが出てしまうのです。もう1つ感じたのは、20年ぐらい前だと夏ボランティアといったらいっぱい子どもが参加したように思うのですが、最近の夏ボラは少ないのではないですか。前は、保険のお金を持って受付に行くといっばい子どもたちがいっぱい来たような気がするのですが、100とか200とか。だけど今は、夏ボラで子どもたちはそんなに参加していないのではないかと思います。

委員・・・何百とかはわからないけれど、いることはいます。

委員・・・参加する数が減ってきているのですか。

委員・・・子どもがいろいろ他にやることが多いので、なかなかそこまでやらないだろうけれど来ていることは来ています。

委員・・・10年、20年前と今とを比べるとどうでしょうか。

事務局・・・平成11年のときに担当していたのですが、その頃かなりの人数いらっしゃいました。小学校の高学年、また、中学生と高校生がかなりの数を占めていたのですが、高校でもこちらのほうで、多摩高、秋留台高校、青梅総合、青梅東があった時なのですが、各学校にチラシを配布しに行ったりしまして、また、西多摩の各社協のボランティアセンターの担当者が各学校へチラシを持って担当の先生に挨拶をしながら募集をかけたっていたので、それで人数が多かったのかなとは思っています。

委員長・・・最近はその頃に比べると少なくなっているのですか。

委員・・・あれは東京都の政策か何かわかりませんが、ボランティア協力校とかボランティア推進校とかいろいろあったのではないですか。それで、いろいろなボランティアをやる

というのがいっぱいいたのではないですか。今それをやっていないのですか。

委員・・・ボランティア推進校のイメージがないですが。

委員・・・もう何年前か、昔はあったと思うのですが。20何年前ぐらいには、協力校とか推進校とかそういうのを、東京都で各学校にそれを任されて。

委員長・・・今はないのですね。

委員・・・各学校、やられた学校は残っていると思います。

委員・・・小学校はやったかもしれないですが、中学以上はやっていないのではないですか。とにかくちょっと少なくなってきたというイメージがあるのです。そういう意味ではせっかくこれだけいろいろな事業をやっていても、声のかけ方とか参加の呼びかけ方とかを工夫すれば、もうちょっと何とかなるのかなと思います。でないと、やはり行けば何か学ぶけれど、行かなければほとんど学ばないので、例えば障害者スポーツレクリエーション大会でも協賛がありますけれど、行っているいろいろなことを体験しないと、そういうことをやっているとか、いろいろなバックアップをしているのだとか、結局は知らないで済んでしまうのではないですか。例えば小学校が3校ぐらいスポーツレクリエーションには参加しますが、その中でこういうふうにして成り立っているのだよとか、そういう話は全くしていないので、要はどういうふうにしてこれが成り立っているのか、子どもたちには伝わっていないのだなと思いつつ話を聞いていたのです。そういうところももうちょっと工夫をしたほうがいいと思います。

委員長・・・ありがとうございます。総括の中ではいろいろなご意見、それぞれの立場で感じられたことを出していただいて、これからの計画に反映させていくということになると思いますので、今いただいたご意見も本当に貴重なご意見だと思います。しっかり留めておいていただいて、次の活動計画に何らかのかたちで反映できたらというふうに思います。時間も押しているので少し先に進ませていただいて、次の基本目標の4ですか、16 ページ以降になりますが、「一人ひとりに寄り添う支援体制づくり」ということで、そのところで皆さんのご意見、ご質問はいかがでしょうか。ここは介護保険とか、障害者支援とかの事業が結構多くなっていますが中には委託事業であったり、いわゆる介護保険の事業所というところの部分になってしまいますが、社協ならではの良さをどのようなかたちで事業の中に生かしていくかというのは、またこれからの課題かと思えます。皆さんにもご意見、ご質問いただければと思います。

委員・・・17 ページ、最近、介護が必要だ、介護が必要だという割に派遣件数が1,000 件も減っているのですが、減ったのはなぜなのでしょう。要するに介護事業所が、羽村を見るところとずいぶんいろいろなところでできていますよね。そういったような、介護事業所自体が増えているのでしょうか。

委員長・・・事務局いかがですか。訪問介護だけではなく居宅介護支援もだいぶ少なくなっているのですが、いかがですか。

事務局・・・居宅介護支援のほうからすればケアマネジャーが辞めたりして、そうすると当然受けられる数が少なくなってきた、辞めた分を他の事業所をお願いしたりしているというのがあります。特に、事業所も増えていると思うのです。社協の場合、この介護保険

のところも、介護保険制度が始まった平成12年のときに、事業所をどこかに置かなければ介護保険がスタートしない、保険があっても利用ができないということで、社協がお願いされて介護支援事業所と訪問介護ということで始めたのですが、その後かなりそういうところが増えておりますので、それで減っているというところもあります。あと、問題になるのが、他の事業所で難しくて受けないといったようなのが、社協ならどちらにしても受け入れることが、やはり採算性だけを考えれば介護保険の事業も難しくなっているところがあるのですが、やはり社協の役割として、他の事業所で断られたものを受けなければいけないというところで、難しいケースを社協が受けざるを得ないというところが、採算性度外視とまではいかないですが難しいところが今あります。

委員長・・・ありがとうございます。なぜ社協がそういうところまで受けなければいけないかというようなご意見もあろうかとは思いますが、それもあつて、先ほど計画の話が出ましたが、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画との精査の中で、やはり社協の位置づけというようにも考えていかなくてはいけないと思います。あとはその辺りも次の活動計画の中に何らかのかたちで反映できたらと思います。他にはいかがでしょうか。

委員・・・福祉機器貸出し事業のところ、本事業の対象に該当しない場合も多いとあるのですが、具体的にどんな要件でどんなケースが該当しない例なのですか。

事務局・・・対象になる方が羽村市在住であるとか、そういう要件はあります。以前は怪我の方とか、小学生の方とかは対象にならなかったのが、この間ちょっと要綱改正をしたりして、以前よりはだいぶ貸出しの対象は広がったのですが、羽村市でない方からの問い合わせについては対象にしておらず、どこの社協でも車いすの貸し出し等はしているのでそちらをご紹介したりですとか、あとは介護保険を既に使っている方は、制度に該当しない方の隙間を埋めるための事業としてやっているの、制度に則っている場合はそちらの制度を使うように説明をして、別のところにつなげるようなお話をしている、そういう意味でこのような対応をしております。

委員・・・ニーズと制度がマッチしていないというのではなくて、やはり周知が足りないというのか。

事務局・・・そうですね。問い合わせの段階で社協を紹介されましたということがあるのです。周知の不足を感じているのは、結局ここを紹介した方がここのしくみを理解していないので、該当していない方を紹介してくるということがあつて、関係機関への周知をしていくことが必要であるというところでこういう書き方をさせていただいています。

委員長・・・よろしいですか。

委員・・・はい、ありがとうございます。

委員長・・・他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(特になし)

委員長・・・では、また進ませていただいて、「【基本目標5】地域の人々とともに歩む社協づくり」というところで、その辺りでご質問、ご意見をいただければと思います。まさにこの辺りが社協そのものの話題になろうかと思いますが、いかがでしょうか。それこそ課題をというふうに挙げればいっぱい出てきてしまっても大変なことになるのかもしれませんが、なかなか難しい課題ばかりというふうに思い込んでしまいがちなところが多いかもしれませんが、この委員会は実際に地域で活動されていらっしゃる方ばかりですので、その中でせめて自分のところはこうだとか、日頃こういうふうなことを思っているのだというところも出していただけると、次の計画に反映できるかと思しますので是非ご意見をいただければと思います。

委員・・・29ページの町内会のことに関しては大変ですが、会長会には事務局とか社協の方が出向いていただいて、その都度会費の徴収のしかただとか、そういったような点を説明していただいた上で最近では徴収をするようにしております。そういった点ではこれからは毎年度、担当者が来ていただいて努めて説明をよくしていただければ。何か本当に、町内会長も年寄りが多いのですけれど、何か信念があるのです。一国的なところがあるので、来ていただいて説明があったよというようなことがあれば、先ほど言ったように、何にこれを使うのですかとか、そういったこともわかってきますので、そういったようなところで、ここに書いてある通り、町内会に対して非常に連携を保つていただけるということですので、これからは是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長・・・ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(特になし)

委員長・・・改めて事務局からこうやってご説明を受けると、本当に社協ってこんなにいっぱい仕事をしているのかというところが改めて実感するようなどことがあるのですが、なおかつそれでもまだまだお願ひしたい、お願ひせざるを得ないことがいっぱいあろうかというふうに思ひます。そういうところでも、全部社協さん、事務局にお願ひするということではなくて、皆それぞれの過程の中で協力し合うというところが基本だと思ひますので、今日、ご意見を出しそびれたというところがもしありましたら、また次回以降のこの場で是非、言っただけいただければと思ひます。今日の資料を事前にお配りしてはいますが、まだまだ読み足りないところがある方もいらっしゃると思ひますので、もっと読み込んだ上で、また次回以降ご意見をいただければと思ひます。それでは時間も迫ってまいりましたので、総括ということではこの辺で終了にしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(4) 次回委員会の日程について

委員長・・・それでは「(4) 次回委員会の日程について」ということで、事務局のほうからお願

いできますでしょうか。

事務局・・・それでは、資料4、今日机上配付したものでございます。こちらをご覧ください。前回お示した日程案では、第3回目の委員会を10月に開催させて頂く予定とさせていただいております。次回の開催日の予定日ですが、会議室の空き状況などの関係から、10月11日木曜日、12日金曜日、18日木曜日の3日のうちで出席できる方の多い日、またそれが同数の場合には日にちの早いほうで決めさせていただきたいと思っております。

(調整の結果、次回の委員会は平成30年10月11日(木)午後7時からに決定。)

委員長・・・それでは第3回の委員会は10月11日木曜日、午後7時からということをお願いできたらと思っております。皆さんご予定を合わせていただきたいと思います。ありがとうございます。

4. その他

委員長・・・それでは最後に「その他」ということで、委員の皆様の方から何かございましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(特になし)

委員長・・・よろしいでしょうか。では事務局からいかがですか。

(特になし)

委員長・・・では、ないようであれば「その他」を終了いたします。以上で本日の日程は終了いたします。

本日はこれをもって第2回の策定委員会を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。